

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿農振-593-1

令和7年2月7日

鹿角市長 関 厚

市町村名 (市町村コード)	鹿角市 (05209)
地域名 (地域内農業集落名)	十和田開拓(1)地区 (大清水、戸倉、大平、熊取平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月11日(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

大清水では、土地利用型作目を生産する担い手(主に農業法人)の営農参画を促し、遊休農地化を防止すると共に、作目別の集団化による大規模生産によって経営コストの縮減を図り、担い手の経営力強化による持続的な農業経営の確立を目指す。

十和田高原地域では、酪農等の畜産農家による飼料用作物(牧草)での利用を進めることで遊休農地化を防止する。また、大根及び大豆といった土地利用型の野菜等を作付している担い手(農業法人)へ集積及び集約化を進めることにより、遊休農地の解消と大規模経営化による経営力強化を進め、本地区における持続的な農業経営の確立を目指す。日本型直接支払制度により、農地の保全活動を行う集落組織等を支援することで、将来に向けた地域の良好な営農環境の維持を図るとともに、将来的な担い手候補の参画を促していく。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手への農地集積を進めることで低コスト化による経営の安定化を図る。

農業振興地域整備計画において畜産振興地域と位置付けられていることから、担い手による飼料用作物の作付や採草地、混牧林地を基本とした土地利用を促進する。

露地野菜等の土地利用型作目の大規模作付を推奨し、遊休農地の解消と農地の集積及び集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	838.0ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	717.5ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地(青地)及び引き続き耕作する農地は、農業上の利用が行われる区域とする。

鹿角農業振興地域整備計画書に沿った農地利用を推進し、第3種農地、またはこれに相当する農地を中心に、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

農業委員会及び農地中間管理機構が中心的な役割を担い、農地所有者の営農意向の把握を不断的に行うことで、担い手への円滑な引継ぎを図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方法※

人農地プラン実質化推進チームの構成団体の農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区、JA かづの、鹿角市及びオブザーバーである秋田県が連携し、それぞれの業務を通じた農地中間管理事業のPRや斡旋により、次の方針を進める。

農業をリタイアおよび経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(3) 基盤整備事業への取組※

出し手の農地の過半以上について受け手とのマッチングが必要

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組※

就農希望者に対しては、鹿角市農業農村支援機構がワンストップ窓口となり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介のほか、生産技術や経営については普及指導センター・農業協同組合等が重点的な指導を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		農副連携

【選択した上記の取組方針】

- ①鹿角市鳥獣被害防止計画に基づき、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等による農業被害防止に資する各種支援策を実施する。
- ③鹿角市スマート農業推進協議会による実証試験結果等を基に、農業者への普及と該当機械の導入支援に取組む。
- ⑦多面的機能支払交付金事業等を通じて、農地保全のみならず区域内で行われる地域での共同活動を支援し、地域農業環境の維持を図る。
- ⑧養豚経営体による養豚施設としての利用が見込まれる。

十和田開拓地区

